
選挙公営のお知らせ

選挙運動用自動車

選挙運動用ポスター

選挙運動用ビラ

伊奈町選挙管理委員会

目 次

I	選挙公営の概要	1
II	公費負担の対象とその限度額	2
III	選挙公営の手続の流れ	3
IV	選挙運動用自動車の公営	4
V	選挙運動用ビラの公営	7
VI	選挙運動用ポスターの公営	9
	選挙公営Q&A	11
	届出書類等の様式記載例	30
	選挙運動用自動車（ハイヤー方式）	32
	選挙運動用自動車（個別契約方式）	37
	選挙運動用ビラ	50
	選挙運動用ポスター	57
	契約書の書式例	64

凡 例

法	公職選挙法
町	伊奈町
町選挙管理委員会	伊奈町選挙管理委員会

I 選挙公営の概要

1 公費負担の制度とは

候補者は、一定の金額を限度として、2に掲げる経費について、公費負担の制度が適用されます。ただし、この制度は、供託物が没収される者には、適用されません。

2 対象となる経費の項目

- (1) 選挙運動用自動車の使用
 - ア 一般運送契約（ハイヤー方式）
 - イ その他の契約（個別契約）
 - 自動車の借入れ、燃料供給、運転手の雇用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 公費負担を受けられる候補者

供託物を没収されない候補者（伊奈町議会議員一般選挙においては、得票数が有効投票数÷議員定数×10分の1に達する場合、伊奈町長選挙においては、得票数が有効投票数×10分の1に達する場合）でないと公費負担を受けることができません。

したがって、選挙期日後でないと、公費負担が受けられるかどうか確定しませんのでご注意ください。

4 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者等に支払うこととなりますので、契約の際には、候補者と契約者（業者等）との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。

また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度額となりますのでご注意ください。（P. 2「公費負担の対象とその限度額」参照）

5 必要な手続

公営の適用を受けようとする候補者は、必ず、それぞれの業者等と有償契約し、町選挙管理委員会に届け出なければなりません。また、その他所定の手続が必要となります。

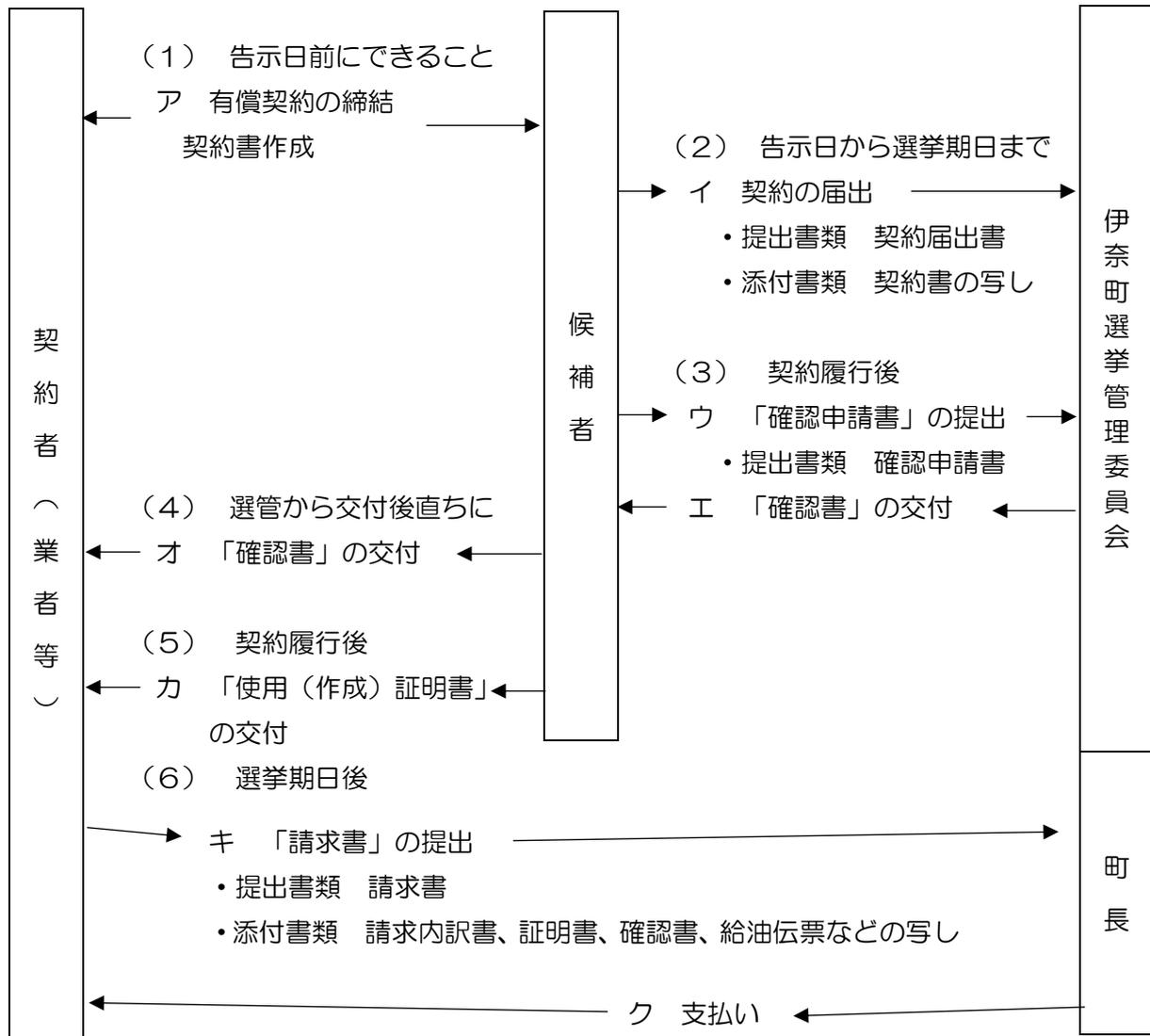
（P. 3～P. 10参照）

II 公費負担の対象とその限度額

公費負担の対象		公費負担の限度額		
選挙運動用自動車の使用 (※1の契約と2の契約は選択)	1 一般運送契約 (ハイヤー方式) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(同一の日については1台に限る。)	各日について 64,500 円 【322,500 円】		
	2 その他の契約 (個別契約方式) (1) 自動車借入契約 (レンタカー等) 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る。)	各日について 16,100 円 【80,500 円】	①契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ②選挙運動期間中で1 (一般運送契約) を選択した日は、2 (その他の契約) の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。 その他契約の限度額 【181,500 円】	
	(2) 燃料供給の契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (代替車を含む。)	7,700 円×選挙運動日数 【38,500 円】		
	(3) 運転手雇用の契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については1人に限る。)	各日について 12,500 円 【62,500 円】		
ビラの作成	作成枚数に作成単価(右に示した単価の限度額以内) を乗じた金額	町議会議員選挙 1,600 枚×7 円 73 銭 = 【12,368 円】	町長選挙 5,000 枚×7 円 73 銭 = 【38,650 円】	
ポスターの作成	作成枚数 (71×1.2 以内) に作成単価 (右に示した単価の限度額以内) を乗じた金額 ポスター掲示場の数 伊奈町 71 箇所	A 上限枚数 71×1.2=86 枚 B 上限単価 $\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times 71)}{71}$ =4,996 円 限度額=A (86 枚) × B (4,996 円) = 【429,656 円】		

※ 【 】内の額は、上限額です。

Ⅲ 選挙公営の手続の流れ



※ 注意

- 1 上記ウエオは、選挙運動用自動車の使用のうち、「一般運送契約（ハイヤー方式）」の場合は不要です。
- 2 確認書が必要となるのは、選挙運動用自動車の使用のうち、「その他の契約（個別契約方式）」の燃料供給と選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の場合です。
- 3 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届を作成し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

IV 選挙運動用自動車の公営

1 契約の種類

選挙運動用自動車の使用については、『ハイヤー方式』と『個別契約方式』があり、候補者において選択することとなります。

『ハイヤー方式』とは、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法3Iハ）との契約で、自動車、燃料、運転手込みで自動車を貸し切って契約する方式です。

例 タクシー、ハイヤー業者等

『個別契約方式』とは、「自動車の借入れ」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」をそれぞれ個別に契約する方式です。

例 レンタカー業者、マイカーを所有する知人等

※ 「個別契約方式」の契約を当該候補者と生計を一にする親族と契約した場合は、当該親族が当該契約に係る業務を業として行う者に限り公営の対象となります。

2 公費負担の限度額

(1) ハイヤー方式（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約の場合）

使用された各日について支払うべき金額（64,500円を超える場合には、64,500円）の合計額

※ 同一の日に2台以上使用される場合は、候補者の指定するいずれか1台です。

(2) 個別契約方式

ア 自動車の借入れ契約の場合

選挙運動用自動車として使用された各日について支払うべき金額（16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

※ 同一の日に2台以上使用される場合は、候補者の指定するいずれか1台です。

イ 燃料の供給の場合

選挙運動用自動車に供給した燃料代金。届出に係る契約に基づき既に供給を受けた燃料の代金と合算して7,700円に立候補届出の日から選挙期日の前日（投票を行わないこととなったときはその事由が生じた日）までの日数から契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて候補者からの申請に基づき、町選挙管理委員会が確認したものに限られます。

ウ 運転手の雇用契約の場合

選挙運動用自動車の運転手が運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（12,500円を超える場合には、12,500円）の合計金額

※ 同一の日に2人以上雇用される場合は、候補者の指定するいずれか1人です。

3 選挙公営の手続き

(1) 契約の届出（候補者→町選挙管理委員会）：Ⅲ(2) **契約締結後直ちに**

選挙運動用自動車の使用について公営を受けようとする候補者は、選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結した場合、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、当該契約に関する書面の写しを添えて「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」を町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：選挙運動用自動車使用契約届出書（第1号様式）

添付書類：当該有償契約書の写し

※ ハイヤー方式で契約する場合は、「一般乗用旅客自動車運送業」の免許の写しも添付してください。

(2) 確認申請書（燃料の供給のみ）の提出（候補者→町選挙管理委員会）：Ⅲ(3)

契約履行後

個別契約方式による契約であって、燃料の供給に関する場合は、公費負担の対象となるものの確認が必要なため、契約の履行後、実際の金額等を給油伝票で確認した上で、町選挙管理委員会へ「自動車燃料代確認申請書」を提出してください。

※ 燃料代が公費負担されるのは、選挙運動用自動車に限られ、事務連絡等に使用する自動車等は対象にはなりません。

使用する書類：選挙運動用自動車燃料代確認申請書（第4号様式）

町選挙管理委員会で確認後、「**選挙運動用自動車燃料代確認書（第7号様式）**」をお渡ししますので、直ちに燃料供給業者にこの確認書を提出してください。

(3) 使用証明書の提出（候補者→契約を締結した各業者等）：Ⅲ(5) **契約履行後**

候補者は、**契約の履行後、実際の金額等を給油伝票で確認した上で**、「選挙運動用自動車使用証明書」を作成し、各契約業者等に提出してください。**なお、燃料代にあつては、「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」に給油伝票の写しを添付してください。**

この使用証明書及び給油伝票の写しは、契約事業者等が町に支払を請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式：選挙運動用自動車使用証明書

- 自動車の使用（第10号様式）
- 燃料の供給（第11号様式）
- 運転手の雇用（第12号様式）

※ ハイヤー方式の場合は、第10号様式の証明書のみを提出します。

※ 燃料の供給の場合は、**給油伝票の写し**を添付してください。

(4) 支払方法

有償契約の届出をした候補者が契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者に支払うべき金額のうち、公費負担の限度額に定める金額の範囲内については、町が当該契約の相手方からの請求に基づき、これらの者に対して支払います。

公費負担の限度額に定める金額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

(5) 請求書の提出（契約を締結した各業者等→町選挙管理委員会）：Ⅲ(6)

選挙期日後

各契約業者等は、町に請求してください。

使用する様式：選挙運動用自動車の使用の請求書・請求内訳書

ハイヤー方式の場合（第15号様式・（別紙））

個別契約方式の場合

- 自動車の使用（第15号様式・（別紙）その1）
- 燃料の供給（第15号様式・（別紙）その2）
- 運転手の雇用（第15号様式・（別紙）その3）

添付書類：選挙運動用自動車使用証明書（（3）参照）

（燃料の供給の場合は、**給油伝票の写し**を添付）

選挙運動用自動車燃料代確認書（燃料代の請求の場合のみ（2）参照）

V 選挙運動用ビラの公営

1 公費負担の限度額

- ・作成限度枚数（法第142条第1項第7号）
 - 町議 1,600枚
 - 町長 5,000枚
- ・作成単価の限度額
7円73銭（1枚あたり）
- ・公費負担の限度額
 - 町議 12,368円（1,600枚×7.73円）
 - 町長 38,650円（5,000枚×7.73円）

2 選挙公営の手続き

(1) 契約の届出（候補者→町選挙管理委員会）：Ⅲ(2) **契約締結後直ちに**

ビラの作成について公営を受けようとする候補者は、ビラの作成業者との間に有償契約を締結した場合、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、「ビラ作成契約届出書」を町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する書類：選挙運動用ビラ作成契約届出書（第2号様式）
添付書類：当該有償契約書の写し

(2) 確認申請書の提出（候補者→町選挙管理委員会）：Ⅲ(3) **契約履行後**

ビラの作成枚数が法第142条第1項第7号の範囲内であることを確認するため、契約の履行後、実際の作成枚数を納品書等で確認した上で、町選挙管理委員会に「ビラ作成枚数確認申請書」を提出してください。

使用する書類：選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書（第5号様式）

町選挙管理委員会で確認後、「**選挙運動用ビラ作成枚数確認書（第8号様式）**」をお渡ししますので、直ちにビラ作成業者にこの確認書を提出してください。

(3) 作成証明書の提出（候補者→契約を締結した各業者）：Ⅲ(5) 契約履行後

候補者は、**契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で**、「ビラ作成証明書」を作成し、契約業者に提出してください。

この使用証明書は、契約事業者が町に支払を請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する書類：選挙運動用ビラ作成証明書（第13号様式）

(4) 支払方法

有償契約の届出をした候補者が契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、公費負担の限度額に定める金額の範囲内については、町が当該契約の相手方からの請求に基づき、これらの者に対して支払います。

公費負担の限度額に定める金額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

(5) 請求書の提出（契約を締結した各業者等→町選挙管理委員会）：Ⅲ(6)

選挙期日後

ビラ作成業者は、町に請求してください。

使用する様式：選挙運動用ビラの作成の請求書・請求内訳書（第16号様式・別紙）

添付書類：選挙運動用ビラ作成枚数確認書（(2)参照）

選挙運動用ビラ作成証明書（(3)参照）

VI 選挙運動用ポスターの公営

1 公費負担の限度額

$$\text{支払限度額} = \left[\frac{316,250 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \right] \times \text{ポスター掲示場数}$$

※ [] 内が1枚当たりの公費負担限度額の算出方法で、1円未満の端数は1円です。

※ 作成枚数は、ポスター掲示場数の1.2倍の数となります。

伊奈町のポスター掲示場数 71 (71 × 1.2 ≒ 86枚)

2 選挙公営の手続

(1) 契約の届出 (候補者→町選挙管理委員会) : III (2) **契約締結後直ちに**

ポスターの作成について公営を受けようとする候補者は、ポスターの作成業者との間に有償契約を締結した場合、直ちに(立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを添えて「ポスター作成契約届出書」を町選挙管理委員会に届け出なければなりません。

使用する様式：選挙運動用ポスター作成契約届出書（第3号様式）
添付書類：当該有償契約書の写し

(2) 確認申請書の提出 (候補者→町選挙管理委員会) : III (3) **契約履行後**

ポスターの作成枚数が当該選挙区内のポスター掲示場の数の範囲内であることの確認が必要なため、町選挙管理委員会へ「ポスター作成枚数確認申請書」を提出してください。

使用する様式：選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書（第6号様式）

町選挙管理委員会で確認後、「**選挙運動用ポスター作成枚数確認書（第9号様式）**」をお渡ししますので、ポスター作成業者に直ちにこの確認書を提出してください。

(3) 作成証明書の提出（候補者→契約を締結した業者）：Ⅲ(5) 契約履行後

候補者は、契約の履行後、実際の金額等を納品書等で確認した上で、「ポスター作成証明書」を作成し、契約業者へ提出してください。

この「ポスター作成証明書」は、町に支払を請求する際に請求書に添付しなければなりません。

使用する様式：選挙運動用ポスター作成証明書（第14号様式）

(4) 支払方法

有償契約の届出をした候補者が契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、公費負担の限度額に定める金額の範囲内については、町が当該契約の相手方からの請求に基づき、これらの者に対して支払います。

公費負担の限度額に定める金額を超えますと、その超えた金額は候補者本人の自己負担となります。

(5) 請求書の提出（契約を締結した業者→町選挙管理委員会）：Ⅲ(6) 選挙期日後

ポスター作成業者は、町に請求してください。

使用する様式：選挙運動用ポスターの作成の請求書・請求内訳書（第17号様式・別紙）

添付書類：選挙運動用ポスター作成枚数確認書（（2）参照）

選挙運動用ポスター作成証明書（（3）参照）